

令和6年度

税に関するお知らせ

市民税課 ☎481-7193~7

令和6年度から課税が始まります

森林環境税（国税）

森林環境税は、森林整備やその促進のための施策の財源として活用するために導入されるもので、年額1000円が個人住民税と併せて徴収されます。個人住民税の均等割と合わせて年額5000円となり、令和5年度までの均等割の額と総額は変わりません。

※個人住民税非課税の方は森林環境税も課税されません

令和6年能登半島地震に係る個人住民税の雑損控除

令和6年能登半島地震で住宅家財などの資産に損害が生じた場合、令和6年度の個人住民税において雑損控除の適用を受けることができます。詳細は市民税課へお問い合わせください。

令和6年度 個人住民税

●納税通知書の発送日

●給与から個人住民税が引き落とし（特別徴収）になる方

※勤務先へ発送 / 5月17日（金）

●個人で納付（普通徴収）する方または公的年金から個人住民税が引き落としになる方 / 6月7日（金）

●令和6年度個人住民税（令和5年1月1日～12月31日の所得などの内容）の証明書交付開始日

●特別徴収のみの方（本人） / 5月17日（金）

●それ以外の方やコンビニエンスストアでの交付 / 6月7日（金）

●公的年金からの引き落とし

☑その年度の4月1日現在、老齢基礎年金などを受けていて、個人住民税が課される65歳以上の方

※介護保険料が年金から引き落としされていない方、引き落としされる個人住民税額が老齢基礎年金などの額を超える方などは対象外

●対象年金 / 老齢基礎年金など（障害年金や遺族年金は対象外）

●公的年金からの特別徴収義務者 / 日本年金機構など

●徴収する税額 / 公的年金などに係る所得割額と均等割額

※公的年金以外の所得に係る所得割額は、普通徴収または給与からの特別徴収

●65歳未満の公的年金受給者で給与所得がある方の個人住民税の納付方法
原則、給与所得と合算して個人住民税を給与から特別徴収します。

令和6年度 個人住民税の定額減税

令和6年度税制改正に基づき、令和6年度の個人住民税の定額減税が実施されます。

☑令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1805万円以下（給与収入のみの場合2000万円以下）の納税者が対象。非課税と個人住民税が均等割のみ課税の場合は対象外

※子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、給与収入2015万円以下

●定額減税額（特別控除額）の算出

納税者の所得割額から、以下の金額を控除。控除額が所得割額を超える場合は、所得割額が限度。

本人 / 1万円

控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く） / 1人につき1万円

なお、同一生計配偶者（前年の合計所得金額が1000万円以上である納税義務者の配偶者）は、令和6年度は対象外ですが、令和7年度の個人住民税の所得割額から、1万円が控除されます（国外居住者を除く）。

※定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます

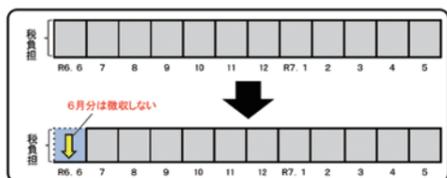
●定額減税（特別控除）の実施方法

●給与所得に係る特別徴収の場合（給与天引き）

特別控除後の税額を令和6年7月～令和7年5月の11回で徴収します。

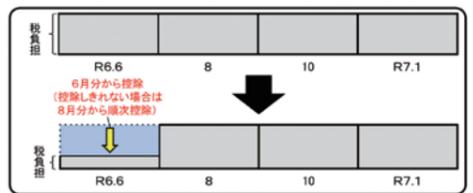
※定額減税の対象でない方は従来通り令和6年6月～令和7年5月の12回で徴収

※定額減税後の年税額が5000円以下の場合、令和6年7月の1回で徴収



●普通徴収の場合（個人払い）

第1期分（6月分）の税額から特別控除されます。控除しきれない金額は、第2期分（8月分）以降の税額から、順次控除されます。



●公的年金に係る特別徴収の場合（年金天引き）

令和6年10月の支給分の年金から特別控除を行い、控除しきれない金額は、12月支払分以降の税額から順次控除されます。

令和6年度から新たに年金特別徴収が開始される場合 /

第1期分（令和6年6月分）

と第2期分（令和6年8月分）

は普通徴収の方法による減税

を実施し、減税しきれない場

合は、令和6年10月分以降の

特別徴収税額から、順次減税

します。なお、令和7年度仮

特別徴収税額の算定においては、定額減税前の税額で算出します。

【注意事項】

次の算定に用いる令和6年度の所得割額は、定額減税前の所得割額で計算を行います。

●ふるさと納税の特例控除の控除限度額

●年金特別徴収の翌年度仮徴収税額

定額減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付）につきましては、詳細が決まり次第、市でお知らせする予定です。

☑所得税の定額減税に関しては国税庁参照



国税庁HP